

県南広域振興局長告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、花泉土地改良区（一関市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

令和5年4月28日

県南広域振興局長 小 島 純

理事

佐々木 登 一関市花泉町花泉字日吉29番地